

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を示すものとして「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を定め、当社ホームページにおいて開示していますので、ご確認ください。

コーポレートガバナンス・ガイドライン : <http://nissin.jp/company/data/guide1605.pdf>

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、すべて実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「2. 株主の権利と平等性の確保 (4) 株式の政策保有と政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」をご確認ください。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「2. 株主の権利と平等性の確保 (7) 関連当事者間の取引」をご確認ください。

【原則3-1 情報開示の充実】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「5. 取締役会の責務(2)経営計画の策定、(7)取締役・監査役候補の指名方針と手続、(8)取締役報酬の決定方針と手続」をご確認ください。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (3) 代表取締役等への委任の範囲」をご確認ください。

【原則4-8 独立社外取締役の有用な活用】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (5) 独立社外取締役の選任」をご確認ください。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (6) 社外役員の独立性判断基準」をご確認ください。

【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (4) 取締役会の規模と構成、(7) 取締役・監査役候補の指名方針と手続」をご確認ください。

【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (12) 取締役・監査役の他社等への兼任」をご確認ください。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会等の責務 (11) 取締役会の実効性の分析・評価」をご確認ください。

なお、平成29年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の当社取締役会の分析・評価結果は、本コーポレート・ガバナンス報告書の最後の「その他」内、「2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項」の(3)に記載しています。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役へのトレーニング】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会の責務 (13) 取締役・監査役へのトレーニング」をご確認ください。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「6. 株主との対話」をご確認ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	54,991,175	51.00
関西電力株式会社	4,565,000	4.23
BNYM TREATY DTT 15	3,352,500	3.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	2,874,000	2.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,755,000	2.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,903,500	1.77
住友生命保険相互会社	1,653,000	1.53
三井住友信託銀行株式会社	1,196,000	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	988,300	0.92
MSIP CLIENT SECURITIES	912,861	0.85

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	住友電気工業株式会社 (上場:東京、名古屋、福岡) (コード) 5802

補足説明

当社の親会社は住友電気工業株式会社1社であり、当社は同社の連結子会社です。親会社は当社株式の51%を所有し当社に対する議決権の51.46%を保有しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社の住友電気工業株式会社との主な取引としては、当社は同社に短期貸付金として資金の貸付を行っていると共に、当社は同社に受変電設備を、同社は当社に電力用ケーブルを、それぞれ販売しています。

親会社の住友電気工業株式会社との取引の条件について、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相違しないように留意して、公正かつ適正に決定しており、当社の取締役会は、親会社との取引は適切な取引条件により行われ、当社や少数株主の利益を害することはないものと判断しています。

当社の経営方針や事業展開などに係る意思決定にあたっては、親会社から一定の独立性を確保し、当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っており、当社や少数株主の利益を害することはないと判断しています。

また、住友電気工業株式会社との取引内容について、取締役会で承認した上、定期的に取り引実績を取締役会で報告する方針としており、当社や少数株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し利益相反状況を管理しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

上記の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、当社は親会社から一定の独立性を確保しているものと考えており、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
百合野正博	学者													
平林幸子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

百合野正博	百合野正博氏は同志社大学大学院商学研究科教授を務めています。また、当社は同氏と平成26年6月24日付で責任限定契約を締結しています。	百合野正博氏は、昭和48年4月に同志社大学大学院商学研究科修士課程に入学して以降、一貫して会計・監査に関する研究・事例分析などに取り組むと共に、平成12年4月に同志社大学商学部教授に就任した後、平成15年4月に同志社大学大学院商学研究科教授に就任し、同大学院での研究や同大学での教育を行っており、会計・監査に関し第一線で積極的に活躍している日本有数の研究者であります。また、社外取締役就任以降の取締役会に全回出席しており、その会計・監査に関する専門的で豊富な知見・経験を活かし、当社の社外取締役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。当社と同志社大学との取引として、同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価(取引額)は、当社が平成28年5月に定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」上の「社外役員の独立性判断基準」で定める金額を大幅に下回る僅少な額であります。従って、同氏の独立性は確保されており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2により一般株主保護のため確保する独立役員(以下「独立役員」という)として、平成26年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。
平林幸子	平林幸子氏は京都中央信用金庫副会長を務めています。また、当社は同氏と平成28年6月22日付で責任限定契約を締結いたしました。	平林幸子氏は、昭和46年4月に京都中央信用金庫に入職して以降、同信用金庫において広報課長、情報開発室次長、理事、副理事長を経て現在は副会長を務めており、金融機関等の経営や財務・会計に関する幅広い知見・経験を有しております。また、社外取締役就任以降の取締役会に、ほぼ毎回(平成29年度は12回の内11回)出席しており、その経営や財務・会計に関する豊富な知見・経験を活かし、当社の社外取締役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。当社と京都中央信用金庫との取引として、同信用金庫は当社の株式を200千株保有していますが、その全体における持株比率(当社名義の自己株式数を控除したうえ算出)は0.19%と僅少であり、また、当社は同信用金庫との間で預金や借入を行っていません。従って、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として、平成28年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門である業務監査部の「業務監査グループ」と監査役<常勤>は、毎月1回の内部監査結果報告会でコンプライアンス、当社グループでの業務執行状況などに関する監査結果や課題につき情報交換すると共に、年間監査計画や監査方法についても随時意見交換するなど、相互に連携しつつ、監査役監査や内部監査を実施しています。また、監査役<常勤>と「業務監査グループ」は、会計監査人が実施する往査に適宜立会い、会計監査の内容を確認しています。さらに、監査役会と業務監査部長は、会計監査人と定期的に会合を行い、監査計画や監査結果につき聴取して確認しています。社外監査役と業務監査部との関係については、上記のとおり「業務監査グループ」が監査役<常勤>と相互に連携を図った上で、監査役<常勤>より社外監査役へ情報の伝達が行われており、社外監査役と業務監査部とは連携がとれているものと認識しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森田衛	他の会社の出身者													
田中等	弁護士													
佐伯剛	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田衛		当社は森田衛氏と平成23年6月23日付けで責任限定契約を締結しています。	森田衛氏は、大蔵省(現財務省)や国税庁などの中央官庁における要職を歴任した後、平成21年8月まで株式会社福寿園の副社長や宇治の露製茶株式会社の代表取締役社長を務め、財務・会計に関する相当程度の知見や企業経営者としての知見・経験を有しております。また、社外監査役就任以降の取締役会・監査役会にほぼ毎回(平成29年度は全回)出席しており、その財務・会計や会社経営等に関する豊富な知見・経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。同氏は現在、当社の社外監査役以外の兼職はなく、独立性は確保されており、当社の独立役員として平成22年3月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。
田中等		田中等氏は当社が顧問契約並びに内部通報システムの社外ライン窓口の委託契約を締結している「弁護士法人淀屋橋・山上合同」の弁護士を務めています。また、当社は同氏と平成26年6月24日付けで責任限定契約を締結しています。	田中等氏は弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、昭和54年4月の弁護士登録以降、企業法務や民事商事案件など様々な事案の相談に対応すると共に、大阪弁護士会副会長という要職や企業の社外取締役・社外監査役を務めるなど豊富な知見・経験を有しております。また、社外監査役就任以降の取締役会・監査役会に全回出席しており、その弁護士等としての豊富で専門的な知見・経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。当社は弁護士法人淀屋橋・山上合同と顧問契約並びにヘルプラインデスク(内部通報システム)の社外ライン窓口の委託契約を締結していますが、それらの対価(顧問料・委託料としての取引額)は当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」上の「社外役員の独立性判断基準」に定める基準を大幅に下回る僅少な額であり、また、同氏は当社の担当ではなく、ヘルプラインデスク窓口業務を担当する弁護士でもありません。従って、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として平成26年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。

佐伯剛	<p>佐伯剛氏は、当社、当社の親会社の住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社の会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」に平成25年6月まで所属していました。</p> <p>なお、当該監査法人に所属中、同氏は当社、親会社並びに親会社の子会社・関連会社に対する監査業務を担当したことはありません。</p> <p>また、当社は同氏と平成27年6月23日付けで責任限定契約を締結しています。</p>	<p>佐伯剛氏は、昭和56年8月の公認会計士登録以降、一貫して企業への法定監査に携わり、地方自治体の包括外部監査人や地方独立行政法人の監事の経験も有し、また、日本公認会計士協会の要職(常務理事・近畿会会長)を歴任しており、財務・会計・監査に関する相当程度の知見・経験を有しております。また、社外監査役就任以降の取締役会・監査役会に全回出席しており、その財務・会計・監査に関する豊富で専門的な知見・経験を活かし、当社の社外監査役としての職務を公正かつ適切に遂行しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はなく、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として平成27年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っています。</p>
-----	---	--

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社の社外役員(社外取締役の百合野正博氏、平林幸子氏並びに社外監査役の森田衛氏、田中等氏、佐伯剛氏)5名全員が独立役員の資格・条件を満たしており、その5名を独立役員に指定して証券取引所に届出を行っています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額については、対象年度の業績、中期的な業績見通し、長期的な業績の傾向のほか、個々の取締役の実績・成果や貢献度などを勘案して決めており、適切なインセンティブ付けを行っています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

当社の事業報告において、取締役・監査役別の支払対象人数と支払総額を開示しています。

第160期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の間に在任していた当社の取締役9名に対する当社からの支払総額は385百万円です。また、第160期の間に在任していた当社の監査役5名に対する当社からの支払総額は74百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に係る方針と手続を定めています。

役員の報酬額については、当社の株主総会で承認決議された取締役・監査役ごとの各報酬総額の上限枠内において、取締役については取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、当社で定める一定の基準に基づき、役職位ごとの役割の大きさや責任範囲、業績結果や今後の業績見通し、各取締役の実績・成果や貢献度などを総合的に勘案して決定しています。第158期定時株主総会(平成28年6月22日)以後の取締役報酬額については、より客観性を持たせるため、事前に代表取締役社長が「社外役員・社長会議」において、社外役員に取締役報酬額に関し説明し、社外役員より意見・助言を得た上で、決定しており、また、監査役の報酬額については同上限枠内において監査役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員(社外取締役・社外監査役)については、それぞれ、社内との連絡・調整にあたる者(社外取締役については担当の常務取締役、社外監査役については監査役<常勤>)を定め、その連絡調整者を通じて必要な情報を提供する体制としています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 名

その他の事項 更新

当社は相談役制度は設けていません。

当社では内規に基づき、役員を退任した者に対して顧問を委嘱する場合がありますが、現在、元代表取締役社長等で顧問に就いている者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法に基づき「監査役会設置会社」の体制を採り、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しています。経営・業務執行について、原則として、取締役会を毎月1回、常務会を毎月2回開催し、「取締役会規則」、「取締役会付議事項に関する規則」、「常務会規程」、「執行役員規則」、「決裁権限規程」、「職務権限規程」などの社内規則に従い、適正に業務を執行する体制を構築しています。

主な社内委員会としては、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びリスク管理実務委員会を設置したうえ、いずれも定期的に開催しており、コンプライアンス委員会は代表取締役社長を委員長、関係部門長を委員、法務部を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査部長も出席しています。リスク管理委員会は代表取締役社長を委員長、常務会メンバーを委員、リスク管理実務委員会は総務部所管役員を委員長、関係部門長を委員とし、いずれも総務部を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査部長も出席しています。それらの委員会は、後記の「1.内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、コンプライアンス施策、リスク管理や緊急事態対応に係る施策を推進しています。

監査については、適法かつ適正な経営を確保するために、監査役、内部監査部門と会計監査人が相互に連携した三様監査(監査役監査、内部監査及び会計監査)を行っています。

当社の監査役監査については、監査役5名(監査役<常勤>2名と社外監査役3名)が取締役の職務執行につき監査すると共に、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・計画・分担等に従い、取締役会等の重要な会議への出席、取締役や執行役員その他従業員等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書等の閲覧、主要事業所や国内外の子会社などの往査を行い、また、監査役間の相互情報交換も実施しつつ監査活動を進めています。さらに、子会社の監査役と定期的に会議を行い、情報の共有化に努めています。加えて、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)に対しては、適宜往査立会や情報交換を行い、その監査の方法及び結果の相当性を確認しています。なお、監査役<常勤>の植野正氏は、当社において経理部長や経理部を所管する取締役を歴任しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しています。

当社の内部監査は、業務監査部の「業務監査グループ」が実施しており、関連規則に従い事前に社長決裁を受けた監査計画書に基づき、当社の部門及び国内外の子会社を対象に、法令や社内規則の遵守、目的の整合性、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性並びに資産の保全の五つの視点から、コンプライアンス監査などを含む内部監査を実施しています。

また、外部監査を行う会計監査人は当社の監査役会が選任した「有限責任 あずさ監査法人」であり、業務執行社員の中島久木・溝静太・山田徹雄の3氏とその他補助者(公認会計士及び会計士補を主たる構成員とし、その他システム専門家等)で担当しています。

取締役・監査役候補者の指名については、各候補者の実績、知見、経験等を踏まえ代表取締役社長が、監査役については事前に監査役会の同意を得たうえ提案し、取締役会で審議・決議したうえ、株主総会に議案として提出しています。第158期定時株主総会(平成28年6月22日)以後の役員候補者については、より客観性を持たせるため、事前に代表取締役社長が「社外役員・社長会議」において社外役員に役員候補者に関し説明し、社外役員より意見・助言を得た上で、決定しています。また、役員報酬決定については、前記の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外役員5名(社外取締役2名と社外監査役3名)を置く体制を採っています。

社外役員は取締役会や監査役会のほか、次のa～cの重要会議等に出席し、いずれにおいても各々の知見・経験を活かして社外の客観的立場から積極的に質問や発言を行って、取締役の経営・業務執行につき公正かつ適切に監視・監督しています。

なお、a～cの重要会議等は監査役会と社外取締役との合同形式で行っており、社外取締役と監査役・監査役会は、取締役の経営・業務執行の監視・監督に関して密接に連携を図っています。

a.代表取締役社長との年数回の懇談会。

b.代表取締役社長以外の各取締役・各役付執行役員との年1回の懇談会。

c.当社の事業部門等への概況ヒアリングや国内外の子会社の視察(年数回)。

別途、社外取締役は原則月2回担当常務取締役から常務会での審議内容を聴取し、原則月1回、当社の事業部門等への概況ヒアリングを実施し

ています。

また、当社が平成28年5月に策定した「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に基づき、役員候補者や取締役報酬額などについて、代表取締役社長が事前に「社外役員・社長会議」において社外役員に説明し、社外役員より意見・助言を受けています。

社外役員につき、いずれも独立性の観点からも当社の社外役員として適任であると考え、5名全員を独立役員として届け出ており、その職務遂行に影響を与える特別の利害関係はありません。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では法定の発送期限日より早期に株主総会招集通知を発送しており、平成30年6月26日開催の第160期定時株主総会では、法定期限日(6月12日)の5日前の6月7日に発送すると共に、それより以前の6月1日に株主総会招集通知の内容を会社ホームページと証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報サービスに開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を外して設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月開催の定時株主総会以降、電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年9月に議決権電子行使プラットフォームに参加し、平成28年6月22日開催の第158期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームを利用し、機関投資家各位が株主総会につき当該プラットフォームからの議決権行使も可能である状況としています。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年6月開催の定時株主総会以降、総会招集通知の英文での開示を行っており、平成30年6月26日開催の第160期定時株主総会でも、その総会招集通知上の日時・場所・議題名と議案の参考書類の部分の英文内容を、株主総会招集通知の発送日(6月7日)以前の6月1日に会社ホームページと証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報サービスに開示しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	平成30年6月21日付けで制定し、会社ホームページに掲載しています。 http://nissin.jp/ir/disclosure.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、IR担当取締役の指揮のもと、関係するコーポレートスタッフ部門が対応するのに加えて、IR担当取締役自らが個人投資家向けのIR説明会を実施しています。 そのIR説明会で用いた資料を会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家や法人株主に対しては、社長またはIR担当取締役が面談に応じています。また、年1回、社長自らが出席し機関投資家・アナリスト向けIR説明会を実施しています。 そのIR説明会で用いた資料を会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算発表の資料、事業や製品の概要情報、財務情報(FACT BOOKなど)、上記のIR説明会の資料、当社グループの中長期計画に関する概要、株主総会の招集通知・決議通知などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、「証券取引所に対する情報取扱責任者」の特命を受けた経理部所管の取締役をIR担当取締役として定め、そのIR担当取締役が経営企画部、経理部、総務部、法務部などのIR活動に関連するコーポレートスタッフ部門を取りまとめて対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、持続的成長と企業価値向上はステークホルダーによって支えられていることを深く認識し、ステークホルダーであるお客様・株主・社会・パートナー・社員からの5つの信頼を実現し、ステークホルダーとの確かな信頼関係を構築することを「行動の原点」として、「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する」という「企業理念」の実現を目指していきます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが「社会の一員」であり「地球市民の一人」であるとの認識のもと、社会の発展と地球環境の健全性が保たれている中でしか事業の持続的成長はあり得ないとの考えに立ち、事業を通じて社会の発展を支え、地球環境の改善に資すると共に、より積極的な社会貢献活動と環境改善活動に取り組み、社会の発展と地球環境の健全性確保に努め、そのことを通じて事業の持続的成長を確保していくことを経営の根本としています。当社グループはCSR活動の一環として、「公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金」(平成30年3月に公益法人化)を中心に、技術系大学院生への給付型奨学金制度や小学生理科教室等による次世代技術系人材の育成、歴史的文化財の保護、地域の環境保全活動への協力などの社会貢献活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	前記の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」内「2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。
その他	女性の活躍促進に向けた取り組みとして、育児短時間勤務や育児フレックスタイム制度など、育児支援に向けた制度を整えています。また、組織を超えたネットワークづくりにより、当社グループで働く全ての女性が、人とつながることで大きなパワーになることを実感し、輝いていけることを目的として「WING-NET活動」を推進しています。また、当社は女性活躍推進法に基づく優良企業の認定である「えるぼし2段階目(2つ星)」を、平成28年11月に取得し、子会社の株式会社日新システムズは、最高位である「えるぼし3段階目(3つ星)」を平成29年4月に取得しています。さらに、当社は平成30年2月20日に、経済産業省と日本健康会議が主催する「健康経営優良法人認定制度」において、従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として認められ、「健康経営優良法人2018(ホワイト500)」に認定されました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制に関し、平成18年5月12日開催の取締役会の決議に基づき制定した後、平成20年2月22日、平成23年6月23日、平成26年5月9日、平成26年8月28日及び平成27年4月22日に開催した取締役会の決議に基づき、その内容を一部追加・変更しており、現在、次のとおりです。

会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条の第1項及び第3項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システムの構築に関する基本方針）の整備に関し、後記のとおりとする。

なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、取締役会の決議を取得する。

記

1. 企業集団(当社グループ)の取締役・使用人(従業員)の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」(ACM)を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びACMは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、确实・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役(所管役員)を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

4. 企業集団(当社グループ)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する対策を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

(1)ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会(リスク管理方針や対策の基本方針などを決定)を設置し、その下でビジネスリスクに係る重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整理、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画(BCP)の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

(2)各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

5. 企業集団(当社グループ)の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。

また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、グループ各社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に

十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。
さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化を推進し、職務執行の効率化を進める。

6. 当社監査役の職務を補助すべき使用人(従業員)に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

7. 取締役・使用人(従業員)、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。

また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。

当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループ会社に本報告体制を周知・徹底する。

また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。

さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用状況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

8. 上記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記1・7の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保する。

9. 当社監査役の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

第160期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)における前記の基本方針の運用状況の概要は、次のとおりであります。

< 前記の基本方針の平成29年度における運用状況の概要 >

1. 当社グループの取締役・従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1)代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を4回開催し、同委員会の決議に基づき、各種コンプライアンス施策を実施した。
- (2)全国の事業所、支社、支店、子会社等へ「国内グループ社員向けコンプライアンス研修会」を開催した。
- (3)弁護士を講師として、当社の役員・執行役員へ「役員コンプライアンス研修会」を実施した。
- (4)公共関係の営業社員等に対し、独占禁止法に関する「コンプライアンス懇談会」を開催した。
- (5)内部通報制度の「ヘルプラインデスク」(社内的一般ライン・女性担当ラインと社外弁護士ライン)及び「当社の社外役員への通報ライン」の適切な運営を継続している。
- (6)国内・海外のエリア・コンプライアンス・マネージャー(ACM)が担当エリアでのコンプライアンス状況につき確認し、問題点が発見された場合は当該ACMと法務部が連携して対応している。
- (7)「社会規範・経営理念」及び7法律(独占禁止法・下請法・贈収賄関連・建設業法・労働関連・労働安全衛生法・環境関連)につき、重点的に各遵法推進主管部門を中心にコンプライアンス施策を進めている。
- (8)啓発活動として社内報へコンプライアンス関連記事を掲載し、また、定期的にイントラネットにコンプライアンス・メッセージを掲載し全社に通知している。
- (9)当社の本社・前橋製作所・支社などで人権に関する研修会を実施した。
- (10)輸出管理の内部監査を実施すると共に、「輸出管理説明会」などの研修を実施した。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- (1)電子情報のセキュリティ強化対策として、社外へ送信する電子メールの添付ファイル自動暗号化システムを導入すると共に、情報セキュリティに関するe-ラーニングや模擬メールによる訓練を実施した。
- (2)企業機密管理を強化すべく、当社の「企業情報管理規程」の改定及び「企業情報管理要則」の制定(平成30年4月1日付け)の準備を進めた。

3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導する当社取締役(所管役員)を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制を採っており、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づき必要事項は当社の取締役会・常務会等に付議・報告されている。

4. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を1回、その下部組織である「リスク管理実務委員会」を4回、それぞれ開催した。
- (2)国内グループ会社の従業員を対象に「安否連絡網」のテストを4回実施した。
- (3)防災訓練を本社含め12事業所で実施した。

(4)「リスク対応マニュアル」及び「BCP(事業継続計画)マニュアル」の見直しを実施した。

5. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社と主要な国内子会社では「執行役員制度」を採用している。

(2)「取締役会・常務会」については、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要な経営事項について月2回の常務会で事前に十分審議している。

(3)情報システムの活用により当社グループの経営の更なる効率化と一層のガバナンス強化を図るべく、国内においてはグループ各社の基幹システムの共通化や会計システムのバージョンアップを、海外においては地域ごとに基幹システムの機能拡充を推進した。

6. 当社監査役等の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役等の職務を補助する従業員として監査役室長1名を専任で配置している。

(2)監査役室長は監査役の指揮命令による業務のみを遂行し、取締役などの執行部からは独立した体制としている。

(3)監査役室長の人事評価等については、事前に監査役の意見を求めて、その意見を尊重した評価を実施している。

7. 取締役・従業員、子会社の取締役・監査役・従業員等またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

(1)監査役は取締役会や重要会議(常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会など)に出席しているほか、関連資料を適宜閲覧している。

(2)監査役・監査役会は、社長と定期的に懇談会等を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認している。

(3)当社の業務・業績に影響を与える重要事項については、取締役・従業員は適宜遅滞なく監査役に報告している。

(4)監査役は、ほぼ監査計画どおりに各部門・子会社への往査を実施しており、その往査により各部門・子会社の課題・問題点の把握に努めている。また、子会社の監査役とは定期的に会議を行い情報の共有化を図っている。

(5)業務監査部及び法務部は監査役との定例情報交換会で、業務監査結果や内部統制システムの運用状況等の報告を行っている。

(6)監査役間の情報共有については、監査役会を始めとする会議の中での情報交換のほか、監査役共有フォルダにアップした資料の閲覧等により実施している。

8. 上記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

社内規則の「コンプライアンス規程」に、前記1(5)の「ヘルプラインデスク」等につき、通報・相談者が不利な取り扱いを受けない旨、並びに当社や子会社の取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを受けない旨を規定し、イントラネット上で日新電機グループ内に通知し周知させている。

9. 当社監査役等の職務について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役等の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役等の必要経費は、半期ごとに予め予算を設けたうえ予算管理を行っている。その他監査活動等により発生した費用は全て会社が負担している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団・総会屋等の反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを、また、今後ともそれらとの絶縁を継続する旨の宣言「暴力団・総会屋等に対し、暴力団排除条例・会社法違反となるような金品の供与はもとより、不正な収益をもたらすこととなる恐れのある寄付金、賛助金、協賛金、情報誌紙の購読等の要求には今後とも一切応じない」を行うことにより、これを明確にしています。

また、当社グループは、「日新電機グループ企業行動憲章」の中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します」と謳ったうえ、「日新電機グループ企業行動指針」の中で詳細に規定しています。客先に対して誓約書を提出する一方、取引先から誓約書の提出を受けて、クリーンな取引を推進しています。

なお、今後万一、反社会的勢力からの不当・不法な要求があった場合及び絶縁に伴う不測の事態の発生、またはその恐れが生じた場合は、速やかに警察当局へ通報し、捜査等へ協力すると共に、適時・適切な指導と支援を警察当局に要請することとしています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

(1) 適時開示に係る当社の基本姿勢・方針

証券取引所の適時開示規則の遵守は企業の責務であり、当社はグループの全役員・社員が行動の規範とすべき内容を定めた「日新電機グループ企業行動憲章」に「社会とのコミュニケーション」として「広報・公聴活動などを通じて、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時かつ適切に開示していきます」と謳い、グループ内への周知徹底を図っています。

その上で、証券取引所の適時開示規則に則り、真摯な姿勢で投資者等の視点に立った当社グループに関する重要な情報の開示を迅速かつ適切に行っています。

なお、詳細については、前記の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」内「2. IRに関する活動状況」に記載のとおりです。

(2) 適時開示に係る当社の社内体制の状況

当社は、平成30年6月21日付けで制定し当社ホームページ上で開示している「ディスクロージャーポリシー」に則り、「内部情報の管理および株式等の売買の規制に関する規程」並びに「適時情報開示で求められる公表手続きに関する要則」に基づき、次のとおり対応しています。

a. 「証券取引所に対する情報取扱責任者」の特命を受けた経理部所管の取締役を、情報取扱責任者として証券取引所に登録する。

b. 適時開示を所管する部門を主管の経理部の他、経営企画部及び法務部とする。

c. 上記aの情報取扱責任者及び上記bの適時開示所管部門は、日常的に当社グループの情報収集に努め、グループ各社は、「連結子会社管理規程」・「連結子会社の重要事項審議要則」の周知・運用を徹底し、適時開示対象となるような情報を把握した場合、各グループ会社を所管する当社取締役等を通じて速やかに当該情報を情報取扱責任者または適時開示所管部門に連絡する。

d. 情報取扱責任者及び適時開示所管部門は、適時開示対象となるような情報を把握した場合、速やかに当該情報の取り扱いにつき協議する。情報取扱責任者は、その協議の結果に従い適時開示の是非、内容、時期等を経理部に指示し、経理部は法令及び関連規則に則り適時開示を実施する。

e. 証券取引所への適時開示内容につき全て開示前に当社の取締役会で決議し、正確な情報の開示体制を確保する。

(3)コーポレートガバナンス・コードの補充原則4-11-3及び当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の「5. 取締役会等の責務（11）取締役会の実効性の分析・評価」に則り、取締役会の実効性を一層高めるべく、平成29年度の当社取締役会の実効性の分析・評価を平成30年4月に実施し、その結果概要を次のとおり、開示します。

a. 分析・評価の方法

自己評価による方法を採用し、取締役会の実効性に関する確認票を取締役会メンバーの全取締役・監査役に送付し、全員からの回答により得られた評価・意見等に基づき分析・評価を行いました。

b. 分析・評価結果の概要

当社の取締役会の実効性は確保できていると判断いたします。

自由闊達な議論ができる雰囲気は特に高く評価できるが、情報の事前提供時期や資料・説明の分かりやすさについては、改善努力は認められるものの、より一層の改善が必要な状況であります。

c. 今後の改善方針

当社取締役会の実効性をより向上させるべく、取締役会に先立っての情報の提供時期の一層の早期化と各議案での資料・説明の分かりやすさの更なる改善のために最善を尽くしてまいります。

【参考資料：模式図】

